

徳島県告示第四百二十二号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林の指定を解除する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和五年九月十二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 解除に係る保安林の所在場所

三好郡東みよし町東山字中村三三〇の四・三三六の四・三三七の四・三三八の三・三四一の三（以上五筆国有林）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため